

特別記事

本会の法人化について

～法人化検討委員会による検討概要～

高梨 直紘、法人化検討委員会

1. はじめに

本稿は、「当会の法人化検討のための委員会」（以下、法人化検討委員会）による検討状況を会員の皆さんに報告するものです。

法人化検討委員会は、本誌 2015 年 9 月号に掲載の「本会の法人化について～中間報告と議論のお願い～」[1]を前提に、各支部会でも出された会員の意見も参考に、法人化の是非や法人の具体的な形について議論してきました。その結果をふまえ、今夏の総会における法人化の是非についての決議に向けて、法人化検討委員会は本会の法人化を会長に答申する予定です。会長へ提出した最終報告については、提出次第メーリングリスト等を通じて会員の皆さんにもお知らせする予定です。

法人化の是非を問う総会での決議は、本会の将来を考える上で極めて重要な決議になります。本稿では、会員の皆さんが自身の考え方を整理する上で参考となる情報を提供します。

2. 基本的な考え方

最初に、法人化に対する法人化検討委員会の基本的な考え方について紹介します。

2.1 なぜ法人化か

法人化検討委員会は、本会が新公益法人法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」[2]など）の定める法人となることを提言します。その主な理由は次に挙げる二つです。すなわち、(1) 本会が法人になれば、何か起きた際に会長個人の責任となる状況を改善できること、(2) 本会が法人になれば、各種助成金を獲得することができ、その資金に

よってより広範な活動展開が期待できること、の二点です。

いずれも、本会が目的とする天文教育の振興および天文普及活動の推進を一層進めていくためには必要な事項と考えます。そこで、本会が法人となり社会的責任をより果たしていくことが必要であると結論しました。

2.2 法人化と組織改革

本会の法人化に伴い体制の変更が必要となりますが、この変更は必要最小限に留めるべきであると法人化検討委員会では考えています。会費の額や会誌の発行回数、会員による選挙の実施など、会員に直接関わる部分についても、極力変更しない方針です。しかしながら、運営体制は、法人化に伴い若干の変更を余儀なくされます。これについては、次節でやや詳しく述べます。

法人化と組織構造の抜本的改革を同時に行うという選択肢もありえますが、それでは議論が発散しかねないため、見合わせることにしました。法人化はできるかぎり現状を受け継ぐ形で行い、組織構造の抜本的改革については将来の課題としました。以下では、この基本的な方針の下、具体的にどのような体制への移行を想定しているのか、法人化検討委員会の素案を提示します。なお、現時点で確定していない部分もあり、最終報告では変更もあり得ることは、ご注意ください。

3. 提案内容の概要：一般社団法人への移行

法人化検討委員会としては、本会是非営利型の一般社団法人へ移行することを提案します。想定しているのは代議員制を採用する

こと、すなわち、会員から選ばれた代議員（以下「社員」）が議決権を持ち、社員によって選出された理事が、法人の運営にあたることとします。

以下、新体制案の要点、現体制との対応関係、法人化後の選挙制度について述べます。

3.1 新体制案の要点

「本会の法人化について～中間報告と議論のお願い～」ではさまざまな形態の社団法人について紹介しましたが、法人化検討委員会では各法人形態のメリット・デメリットを比較した結果、非営利型の一般社団法人の枠組を提案することにしました。非営利型の社団法人としては NPO 法人や公益社団法人という選択肢もありえますが、これらの法人に移行した際に得られるメリット（主に税制優遇）が小さく、想定される運営コストの増加に見合わない判断しました。

3.2 現体制との対応関係

表 1 に、新体制の構成案と現行体制との詳細な対応関係（素案）をまとめました。以下、その概要を、法定部分に関わる構成（代議員制と理事会）と、法定部分以外の構成に分けて説明をします。

(1) 代議員制について

まず新公益法人法で定められている法人としての構成について述べます。一般社団法人においては、最高意思決定機関は**社員総会**になります。現在の総会に相当するものです。しかしながら、現在の総会と大きく異なるのは、社員総会は全会員ではなく、選ばれた社員（代議員）によって成立している点です（ここで言う「社員」は、一般的に意味する会社の従業員という意味ではなく、「社団の構成員」という意味です）。社員は選挙によって会員から選ばれ、法人の運営に対して意思表示をする役割を担うことになります。

一般社団法人の運営にあたっては、代議員制を採用しないこともできます。採用しない場合、全会員がそのまま社員となり、社員総会で意思決定をすることになります。

しかし、定款変更や法人の解散等、**特別決議**に関しては、法律の定めによって社員総会に総社員の半数以上の出席（委任状も含む）があった上で、総社員の 3 分の 2 以上の賛成を得る必要があります。これは非常に高いハードルです。後述するように定款変更は定期的に必要となることがあります。現在の総会の出席状況を考慮すると、常に全会員の半分以上の出席を得ることは困難が予想されます。したがって、全会員がそのまま社員となるということは現実的ではない、と判断しました。

(2) 理事会の設置について

次に、理事会を設置するか否かについて述べますが、現時点では結論を得ていません。

理事会を設置しない法人においては、社員総会が法人運営に関わるすべての事柄について議決することになります。この社員総会からの委託を受けて、理事らは法人の運営にあたることになります。

一方、理事会を設置する法人においては、理事会が決算・予算、代表理事および業務執行理事の選任、業務報告、社員総会招集等、法人運営の重要事項を決定することができます。代表理事とは、法人の代表権を持つ理事で、現体制の会長・副会長に対応します。それ以外の理事は会務を執行する役員で、現体制の幹事等に相当します。なお、理事会を設置する場合も、社員総会が最高意思決定機関であることには変わりありません。

また、理事会を設置する法人では、理事の職務執行を監査する監事という役員も設置することが法律で義務付けられています。現体制での会計監査委員に相当しますが、法人における監事は代表理事に匹敵する強い権限を有する役職です。理事会を設置しない法人で

は監事の設置は任意ですが、健全な法人運営のために監事は必要と考えています。

(3) 法定部分以外の構成

次に、法人法で設置を求められてはいないものの、会の運営のために必要と思われる新体制の構成要素について述べます。

新体制では、社員（代議員）総会が法定の最高意思決定機関ですが、その社員総会に社員以外の会員の意思も十分に反映される必要があります。そこで、社員総会に先だって、社員総会の議題につき会員の意思を示す場として、**会員総会**を行うことを考えています。ただし、社員総会以外の議決機関の設置は法律[2]で認められていませんので、どうしたら会員の意思を反映できる有効な会員総会を実施できるのか検討しています。

現体制では、定期的に運営委員会を開催していますが、これに相当するのが**代議員会**です。代議員会を構成するのは社員総会と同じく社員ですが、こちらは主に後援・共催承認や細則・ガイドライン等の変更、提言・要望の承認、外部委員の委嘱など、日常的な会の運営に必要な事項をオンラインで審議する場として想定しています。構成員は社員総会と同じですので、法定の要件を満たせば、社員総会として開催することも可能です。

3.3 法人化後の選挙制度

前節でも述べたように、新体制では法人の運営に対して法的に権限を持つのは社員であり、理事が社員からの委託を受けて法人運営のための業務を執行することになります。つまり、社員ではない会員は、法的には法人の運営に対して権能を持たないことになります。

そこで、会員の意思を法人の運営に反映させる選挙制度をきちんと設計する必要があります。法人化検討委員会による素案では、まず会員による直接選挙によって会長（代表理事）候補・理事候補・監事候補・社員（代議

員）が選出されることとしました。この会員による選挙が、現体制で行われている選挙に相当しています。

この選挙結果を受けて、社員総会によって理事、監事および事務局員の選任が行われます。社員は会員の意思を十分尊重し、よほどの明確な理由が無い限り、その決定を追認することとします。社員はまた、会長候補が指名した副会長候補および幹事候補についても、理事としてふさわしいかどうか審議し、選任します。

このような手順によって、会員の意思を法人の運営に反映させることができると考えています。

4. 残された検討課題

新法人に移行するにあたって検討が必要である主要な課題について列挙します。なお、いずれの課題についても今夏の総会前には法人化検討委員会としての素案を示します。

4.1 代議員の定数

代議員は会員の意思を法人の運営に反映させるために欠かすことのできない存在ですが、その定数は任意に定めることができます。現在、約 650 名の会員を抱える本会として、何名程度の代議員が適切な数であるのかは議論の余地があるでしょう。また、地域的な偏りや、所属分野の偏りが無いことも大事です。

4.2 理事会の設置について

今回の提言では、理事会設置と、理事会非設置と両論併記しています。会の機動的運営という観点からは、理事会を設置し、社員総会と役割分担をして運営にあたることには少なからずメリットがあります。しかし理事会の成立要件を巡り不明な点もあるため、法律の専門家の意見も聞きながら慎重に討議し、総会までに理事会設置の是非を判断します。

4.3 主たる事務所の所在地

新法人の主たる事務所は登記事項であるため、移転する場合には定款を変更して登記し直す必要があります。つまり、事務所を移転するたびに社員総会での特別決議と再登記のための費用が必要になります。運営コストの観点からは、主たる事務所の所在地は変更しないことが望ましいでしょうが、事務所が固定化されることは、特定の地域支部の負担を増やすことにつながったり、活動の地理的な偏りをもたらしたりする可能性もあります。

5. 夏の総会に向けて

法人化検討委員会では、ここで示した素案を元に議論を深め、今夏の総会前に会長に対して法人化検討の最終結果を答申します。それを元に法人化の執行部案がまとめられ、総会において本会の法人化の是非についての決議が行われる予定です。会員の皆さんひとりひとりが自分自身の考えに従って決議に参加されますよう、準備をお願いします。

なお、今夏の決議は法人化のための最終決議ではありません。法人化の方針を了承するか否かの意思決定のための投票です。

ここで方針が認められましたら、新法人の具体的な組織構成の検討や、定款案の起草等の作業が始められます。そして来年夏の総会では、新法人の設立および任意団体としての現在の本会を解散することを決議します。総会出席者の4分の3の賛成があれば可決（会則第21条）され、ここで最終的に新法人への移行が認められ、新法人への移行手続きと現在の本会の清算手続きが始まります。再来年夏の総会までにこれらの手続きが完了し、現団体の新法人への移行が完了する、というスケジュールを想定しています。

今後は、メーリングリスト等で、引き続き法人化検討委員会における検討状況を報告していきます。本稿だけではわかりにくいこと

や、説明が不十分な箇所もあるかと思えます。お気づきのことや不安に思うこと、ご質問・ご意見等ありましたら、ぜひ法人化検討委員会までお寄せ下さい。

文 献

- [1] 高梨直紘ら（2015）『本会の法人化について：中間報告と議論のお願い』，天文教育，27(5)，2-7.
- [2] 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十八号)



高梨 直紘

表 1 現行体制と新体制の対応表の素案（最終決定ではありません）

	現体制		法人化後	
会員	会員（一般、学生、団体、賛助）		会員（一般、学生、団体、賛助）	
議決機関	総会	一般会員および学生会員の 10分の1の出席で成立	会員総会	会員
			社員総会	社員（代議員）
	運営委員会	支部委員 分野委員（学校・社会・一般）	代議員会	※法定の社員総会の成立要件は、総社員の過半数の出席（代理、書面、メール可）
			理事会	理事
執行部	幹事 （庶務・会計・広報・編集・年会）	会長（代表理事）		
	会長	副会長（代表理事）		
	副会長			
監査機関	会計監査委員		監事	